

【別添】標準請書の運用基準について

1. 共通事項

- (1) 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の8第1項ただし書き及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第一号の規定により、契約金額が150万円を超えないものについては契約書の作成を省略することができることとされているが、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第15条の規定により、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するとされ、また、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号）第46条の規定により、金額が100万円を超えない契約については、契約事務取扱規則第15条に規定する軽微な契約として取り扱うことができるとされているため、契約金額が100万円を超え、かつ、150万円を超えない場合は、契約内容に適合した以下の各種請書を作成すること。なお、契約金額が100万円を超えない場合であっても、契約内容（契約期間が長期間に及ぶ場合等）により、請書の必要性を検討したうえ、請書を省略するか否かを決定することとする。
- (2) 当該運用基準に掲載されている、条約、法律及び政令等の各種基準が改正された場合、当該運用基準が改正されるまでの間は、改正後の当該各種基準に定められた内容を採用し、当該運用基準を読み替え、適用すること。

2. 各種請書関係

(1) 工事請負請書

本請書は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号。以下「取扱要領」という。）別表第一の契約の種類のうち「建設工事」による契約を締結するための標準請書とするが、本請書と異なる内容により請書を徴しなければならない場合には、契約担当官等にその請書の内容について別途承認を受けなければならない。

(2) 業務請書

本請書は、取扱要領別表第一の契約の種類のうち「測量及び建設コンサルタント等」による契約を締結するための標準請書とするが、本請書と異なる内容により請書を徴しなければならない場合には、契約担当官等にその請書の内容について別途承認を受けなければならない。

(3) 請負請書

一 本請書は、取扱要領別表第一の契約の種類のうち「役務の提供等」による請負契約を締結するための標準請書とするが、本請書と異なる内容により請書を徴しなければならない場合には、契約担当官等にその請書の内容について別途承認を受けなければならない。なお、同別表第一の契約の種類のうち「物

品の製造」又は「物品の販売」によるもので、役務提供に類する印刷、製本等の請負契約についても、この請書を徴することを妨げないものとする。

二 契約内容で成果物の提出を求めない場合は、

- ① 4の条文を削除する。
- ② 6及び7の「支給材料又は」の部分3箇所を削除する。
- ③ 9の「現場に搬入した材料費、」及び「並びに材料等」の部分削除する。
- ④ 10の「、当該検査に合格したときは、遅滞なく発注者に成果物を引渡し」の部分2箇所を削除する。
- ⑤ 11の「し、発注者に成果物を引渡」の部分削除する。

(4) 単価請負請書

一 本請書は、取扱要領別表第一の契約の種類のうち「役務の提供等」による役務提供の単価契約を締結するための標準請書とするが、本請書と異なる内容により請書を徴しなければならない場合には、契約担当官等にその請書の内容について別途承認を受けなければならない。なお、同別表第一の契約の種類のうち「物品の製造」又は「物品の販売」によるもので、役務提供に類する印刷、製本等の単価契約についても、この請書を徴することを妨げないものとする。

二 11の「〇〇ごとに取りまとめて」の〇〇の部分を一定期間ごとに取りまとめて支払う旨の条件について記載するため、「発注」や「各月」等を記載する。

三 履行期限は、仕様書等の指示により、契約期間内における予定数量を一定期間ごと又は複数回に分割して履行させる必要がある役務提供（継続的又は共同調達により契約する印刷、製本など。）のため、発注ごとに履行期限を指定する必要があることから、文頭箇所の履行期限には「仕様書等に記載の発注ごとに指定する履行期限までとする」等と記載する。なお、仕様書等の指示により、契約期間内において予定数量を契約当初の指示のみで履行させる役務提供（短期間で契約する警備業務、翻訳業務など。）のため、履行期限を定める必要がない場合は、次の部分を削除する。

- ① 文頭箇所の「履行期限」の部分削除する。
- ② 1の「、契約期間内において、発注者から発注の通知を受け、その発注ごとの履行期限までに」の部分削除する。
- ③ 11の「〇〇ごとに取りまとめて」の部分削除する。
- ④ 12及び13の一の「おける発注ごとの履行期限までに」の部分2箇所を削除する。
- ⑤ 12の「のうち遅滞の対象となった発注ごとの請負の数量」及び「おける遅滞の対象となった発注ごとの履行期限までに」の部分削除する。

四 契約内容で成果物の提出を求めない場合は、次を削除する。

- ① 4の条文を削除する。

- ② 6及び7の「支給材料又は」の部分3箇所を削除する。
- ③ 9の「現場に搬入した材料費、」及び「並びに材料等」の部分削除する。
- ④ 10の「、当該検査に合格したときは、遅滞なく発注者に成果物を引渡し」の部分2箇所を削除する。
- ⑤ 11の「し、発注者に成果物を引渡」の部分2箇所を削除する。

(5) 請書

本請書は、取扱要領別表第一の契約の種類のうち「物品の販売」による物品購入契約を締結するための標準請書とするが、本請書と異なる内容により請書を徴しなければならない場合には、契約担当官等にその請書の内容について別途承認を受けなければならない。

(6) 単価請書

一 本請書は、取扱要領別表第一の契約の種類のうち「物品の販売」による物品購入の単価契約を締結するための標準請書とするが、本請書と異なる内容により請書を徴しなければならない場合には、契約担当官等にその請書の内容について別途承認を受けなければならない。

二 5の「〇〇ごとに取りまとめて」の〇〇の部分をもとに一定周期ごとに取りまとめて支払う旨の条件について記載するため、「発注」や「各月」等を記載する。

三 納入期限は、仕様書等の指示により、契約期間中における予定数量を一定期間ごと又は複数回に分割して納入させる必要がある物品のため、発注ごとに納入期限を指定する必要があることから、文頭箇所の納入期限には「仕様書等に記載の発注ごとに指定する納入期限までとする」等と記載する。

附則（平成24年10月30日 国空予管第313号）

この通達は、平成24年11月1日以降、当該請書による契約手続きの準備ができ次第速やかに適用することとするが、平成25年度契約に係る契約手続きまでには適用すること。